

<今号の内容>

1. 厚生労働省 第 10 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催
～全社協・老施協ら関係団体からのヒアリングを実施～
2. 外国人労働者の受入について意見陳述～第 6 次出入国管理政策懇談会（第 8 回）

1. 厚生労働省 第 10 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催 ～全社協・老施協ら関係団体からのヒアリングを実施～

4 月 21 日（月）、第 10 回社会福祉法人の在り方等に関する検討会（座長 田中 滋
慶應義塾大学大学院 教授）が開催され、全社協や老施協をはじめとする関係 5 団体から
のヒアリングが行われた。

今回の検討会でヒアリングを受けたのは以下の 5 団体（代表出席者）。

- ・全国老人福祉施設協議会（梶田委員長）（以下、老施協）
- ・全国盲ろう者協会（山下常務理事）（以下、盲ろう者協会）
- ・全国地域生活支援ネットワーク（片桐常務理事）（以下、生活支援ネットワーク）
- ・全国手話研修センター（小出常務理事）（以下、手話研修センター）
- ・全国社会福祉協議会（川井常務理事）（以下、全社協）

各団体が組織概要や、これまで検討されてきた論点に対する見解を述べた後、委員と
の質疑応答が行われた。

（厚生労働省から求められたヒアリング事項は、平成 26 年 3 月 18 日配信の経営協情報
No.61 別添参照）

以下、委員との意見交換における各団体の回答ならびに委員からの意見の概要を報告
する（文責は事務局）。

【評議員会について】

- 評議員会の設置について、介護保険事業のみ実施している法人については、必置ではな
いが、老施協として、どのように考えるか。また、評議員会の役割を諮問機関としている
が、このままで良いと考えるか。（浦野委員）
- 社会福祉法人経営（特に介護保険事業）には今まで以上に機敏性が求められている。評
議員会を必置することで、機敏性を損なうことが懸念されるため、本部機能や理事会の機
能強化を優先するべきと考える。（老施協）
- 機敏性が最も求められている株式会社でさえ、株主総会で取締役を決めている。機敏性
を担保するために評議員会を設置する必要があるというのは、こういった見解か。
（浦野委員）

- 福祉分野の知識がない人が評議員となり意思決定が遅くなるリスクや、物理的にも評議員会を開催することは難しく、評議員会が形骸化してしまうこともある。(老施協)
- 規模拡大を進めていくと評議員会の設置が難しいといった話があったが、評議員会は、役員の集まりではなく、地域の意見を取り入れる場所であり、地域に必要なとされる事業を展開する場合にこそ、評議員会を設置し、その地域の意見を取り入れることは自然なことだと思うが、それでも評議員会の設置は難しいと考えるか。(宮田委員)
- 広域化すると各地域の代表や実力者が評議員となることが多く、会議に集まることがさらに難しくなる。評議員会は同一の場所に集まらなければ認められないため、TV会議などを認めてもらえない限り、広域化した法人には運用が難しい。(老施協)
- 評議員会の設置義務がある事業とない事業の違いをどのように考えるか。(雄谷委員)
- 介護保険事業のように理事の経営責任がより強く問われるところについては、設置義務がないと考える。ただ、設置義務はない場合でも、多くの法人が評議員会を設置している。(老施協)
- アメリカの非営利組織では、ガバナンスと経営実務の担当者を明確に分けている。日本の場合、ガバナンスを担当するのは評議員会であり、経営責任の追及は、評議員会が実施するべきと考える。一つひとつの法人が評議員会を持つのは難しいのであれば、地域で共同の評議員会を設置すれば役割もはっきりするのではないか。(松山委員)
- 現在の評議員会の実態として、理事の大半が評議員となっており、法人経営について同じような議論を同じような場所で2回議論していることとなっている。(老施協)
- 株式会社の仕組みを考えると、評議員会は株主総会、理事会は執行機関という役割分担になる。確かに人選については、課題があるが、機能としてはこの2つのバランスをとることができてよいのではないか。(全社協)
- 理事会はアクセル、評議員会はブレーキの役割を果たすべきと考えている。生活支援ネットワークの資料の中で、同族経営についても言及があるが、同族経営が良い悪いではなく、その理事会をチェックする機能がないことが問題である。
評議員会は理事会の機能チェックを主体とし、地域では各地域に必要な取組を考えるための懇話会のような仕組みを作るといった考え方はどうか。(藤井委員)
- 懇話会のような考えは重要である。現在の評議員会は構造上、ほぼ半数が理事である。正式に評議員会を設置すると、評議員会を通すために理事会を開き、評議員会を開催して、そのあとに理事会を開くことになり、スピード感は落ちる。しかし、牽制機関として評議員会は重要である。
個人の経験として、NPO法人から社会福祉法人に移行した際に、社会福祉法人はなんて楽だろうと感じた。NPO法人では、総会で理事の報酬が決定され、それがHPで公開される。社会福祉法人は、理事報酬は理事会だけで決まり、財務諸表だけを公開すればよい。(生活支援ネットワーク)
- 株式会社に例えると評議員会は株主総会となるが、株主は、自分の利害につながるため、総会において経営者を厳しく見ることができるが、社会福祉法人における評議員会では、自分の利害に関係ない。果たしてチェック機能を果たすことができるのか。(千葉委員)
- 現在、評議員会は理事会の一段下の機能となってしまうている。評議員に経営責任を問うても「私は関係ありません」となってしまう、責任感に欠けてしまう。(老施協)

- NPO法人においては、株主＝会員である。非営利法人は余剰利益を分配しないのにもかかわらず会費を払って会員になり、総会での議決権を得る。その場合、会員にとっての配当は「世の中がよくなったこと」であるため、総会において自分の会費が世の中のためになっているのかどうか厳しいジャッジをする。しかし、社会福祉法人の評議員会では、構造上厳しいジャッジができない人選となってしまう。(生活支援ネットワーク)

【更なる取組について】

- 更なる取組に対して社会福祉法人の大多数が消極的な印象を受けるが、団体としてどのように感じるか。また、特養を経営するために社会福祉法人格をとった株式会社などに対して、更なる取組を促進させるためにはどのように働きかけるべきか。(千葉委員)
- 確かに一部の法人は、地域貢献や低所得者支援ができていないことがあると聞く。しかし、歴史ある法人は地域との関わりを構築し、社会福祉法人の使命に基づき、実践してきたが、そういった取組を公開してこなかった。情報公開を進める上で、これらの取組についてももっと積極的に公開していくべきであると考えている。(老施協)
- 多くの法人が昔から地域においてさまざまな取組を行ってきた。ただ、一法人一施設として、また措置制度下で運営してきた社会福祉法人がその流れを引きずっていることもある。小規模法人がどうやって取組を進めるか、考えていかなければならない課題である。(全社協)
- 地域貢献会計のようなものを作り、地域貢献の見える化を進めるべきとの考えについて、どう考えるか。(藤井委員)
- 実際に収支だけを示しても地域貢献をどれだけ行っているかは全くわからない。NPO法人では、具体的な事業報告の公開は当たり前に行っている。地域の方や評議員にも事業をチェックしてもらう仕組みは必要である。(生活支援ネットワーク)
- 国から地方自治体に対してどういったことを伝えれば、更なる取組が推進しやすくなると考えるか。(藤井委員)
- 地方自治体は、異動が多く、なかなか長期で社会福祉法人に携わる人が少ない。そのため、国も文書による指示に頼らざるを得ない状況である。その文書の判断が自治体によって異なっている。

社会福祉法人格を与えるということは、国籍を与えるようなものであり、違いのない運用、指導が必要である。社会福祉法人の自由をどこまで任せるか、そして任せた部分は、地域住民の福祉を向上させるためのスキームであるということを住民にわかるように示さなくてはならない。(古都審議官)

【監査について】

- 行政監査にばらつきがあるとの指摘が多いが、団体として、どのように是正していくべきと考えるか(森委員)
- 地域包括ケアを推進するにあたり、地域・行政・社会福祉法人の関係性はさらに強くなる。監査はあら探しが多かったが、行政とのかかわりを増やし、地域を支えるかをともに考えられるようになれば、行政との関係性ととも監査もよくなっていくのではないかと。(老施協)

- 法人監査と事業監査のすみわけが必要である。法人監査を中心とした体制作りを考えていくべきではないか。(全社協)
- 監査の結果が良いといわれる法人と、今、地域で求められている法人が一致しているのかどうかをしっかりと検討してほしい。(手話研修センター)

【ガバナンスについて】

- ガバナンスの強化ができない要因は何か。(西元委員)
- 法人の規模によって、対応できるように考えていく必要がある。ガバナンスの弱いところは、合併などを進めていくべきだとは思いますが、まだ社会福祉法人を私有財産のように考えている人は多く、現実的には難しい。(老施協)
- 小規模法人＝良いことをしていない法人ではない。小規模でも優良な法人はたくさんある。規模拡大を考えるのではなく、情報公開の推進や評議員会や理事会機能強化の推進が大切。(全社協)

【社会福祉法人の認可について】

- 社会福祉法人の認可については、現行の資産要件ではなく、実績要件とすべきであると考えているが、実績を重ねてNPO法人から社会福祉法人になられた立場としてどう考えるか。(藤井委員)
- 現在は資産さえあれば社会福祉法人は作れるが、実績を積んでチェックするという仕組みは確かに必要である。(生活支援ネットワーク)

【その他】

- 社会福祉法人は幅広く、特殊な事業を実施していることも多い。すべてを一括りにせず、考えてほしい。(盲ろう者協会)

議論の最後に、古都審議官から「社会福祉法人は、非営利法人であり、国民の福祉を推進するスキームである。非営利の非営利たる所以を磨き、地域で喜ばれ、国民にとってあってよかったと思われる法人としていきたい」とまとめがあった。

なお、今回は5月19日(月)に開催され、これまでの検討会の取りまとめを実施する予定である。

当日資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi159469>

2. 外国人労働者の受入について意見陳述 ～第6次出入国管理政策懇談会（第8回）～

4月21日に開催された第6次出入国管理政策懇談会（第8回）において、外国人労働者の受入について、介護分野の関係団体からのヒアリングが行われ、本会から平田直之高齢者福祉事業経営委員長が出席し、全国経営協としての考えを述べた。

同懇談会は、第4次出入国管理基本計画（出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべきものを定めるもの）において、今後、検討することとされている課題等について有識者の意見を聴取することを目的として、法務大臣の私的懇談会として設置されている。ここでの議論を踏まえて、法務大臣により第5次出入国管理基本計画が策定される予定。

同懇談会の概要は下記ホームページ参照

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html

ヒアリングには、全国経営協のほか、公益社団法人日本介護福祉士会（石橋会長）、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（熊谷副会長、福岡参事）、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（田中副会長）、公益社団法人国際厚生事業団（角田専務理事）の計5団体が出席し、各団体から意見陳述をした後、委員との質疑応答を行った。

全国経営協から提出した意見は以下の通り。

外国人労働者の受入の在り方について

全国社会福祉法人経営者協議会

福祉サービスは対人サービスであり、かつ、日常生活において何らかの支援を要する方々を対象としている。従って、福祉サービスにおける人材確保にあたっては、必要数を確保することは最低条件ではあるが、さらにサービスの質の維持・向上に結び付けることができる人材であることも必要欠くべからざる条件である。

（1）「専門的・技術的分野」の拡大について

- 介護福祉士を加えることは賛成である。
- その際、在留資格に「福祉」を新たに設けることとし、社会福祉士、精神保健福祉士等の他の福祉関係国家資格を含めて在留資格として追加することとしてはどうか。
 - ・ 介護福祉士や社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験合格者については、国として専門性を認定しているものであり、国籍に関わらず日本において専門職として就労できるようにすべきである。

（2）「特定活動」について

- EPAに基づく介護福祉士候補者の受け入れにあたって設けられている要件について、質の低下につながるような緩和は行うべきではない。

（3）「技能実習」について

- 介護は、対人サービスであり現行制度のまま適用すべきではない。
 - ・ 既存の技能実習制度は、農漁業、建築、製造業等の第 1・2 次産業のみを対象としており、対人サービスである介護については、現行の枠組みをそのまま適用することは適当ではない。
- 少なくとも、対人サービスの基本となるコミュニケーションのために日本語能力は必須であり、何らかの要件を設ける必要がある。
 - ・ 生活を支援する介護業務の中では、対利用者および従事者間でのコミュニケーションは重要であり、介護に関する技能を習得する前提として、一定の日本語能力が必須である。
 - ・ 平成 26 年度より新規に受入れ開始されたベトナムとの E P A による介護福祉士候補者においては、訪日前の日本語研修（12 か月）後、日本語能力試験 N 3 以上のみがマッチングの対象となり、さらに、訪日後の 2.5 か月の日本語等研修の後、受入施設での就労・研修が開始される。
- 技能実習生が修得する「技能、技術若しくは知識」のレベルについては、「介護職員初任者研修」相当とする必要がある。
 - ・ 習得内容について、一定の質のレベルを担保するためには、既存制度・研修を活用することが有効ではないか。
 - ・ 例えば、「介護に携わる者が、業務を遂行するうえで最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的」としている介護職員初任者研修修了を義務付ける等の方法が考えられる。
- 「技能実習」を契機として、「特定活動」や「専門的・技術的分野」に移行していけるような仕組みを検討することはできないか。
 - ・ 技能実習期間中に実務者研修を修了した実習生に対しては、介護福祉士の受験資格を付与し、また、介護福祉士試験合格者については、上記 1 の扱いとすることも検討すべきではないか。

他の各団体が、冒頭に述べた意見の概要は、以下の通り。

日本介護福祉士会

（基本的な考え）

- ・ 介護は対人援助サービスであり、チームケアで行われるものであり、介護職員には高い専門性と、日本語によるコミュニケーション技術が必要。
- ・ 心身の状況に応じた介護を行い、自立支援、生活課題解決の目標に向けた介護を行うのが介護福祉士であり、介護福祉士以外の介護職にも同様のレベルが必要。
- ・ 外国人労働の受入の前に、国内での労働力確保を優先すべき。

（個別施策について）

- ・ E P A は問題ない。

- ・介護福祉士資格により在留資格を与え、日本で働き続けることは問題ない。
- ・技能実習制度導入は、反対。介護は単純労働ではない。コミュニケーション技術が不十分な外国人が参入することにより、サービスの質の低下を招くことなどが懸念される。
- ・現在の人材不足は、専門性の高い中核的人材の不足であり、初歩的介護（掃除、洗濯）ができる介護職を増やしても、その業務の指導が負担になるだけで、介護職不足が解消されることはない。

全国老人福祉施設協議会

- ・国内での人材をさらに活用することは当然として、外国人労働者を入れていくことも必要。
- ・介護福祉士は、国が認める専門職と位置づけるという国の基本的スタンスとして、在留資格を認めるべき。
- ・技能実習制度に介護をきちんと位置付け、以下のしくみとすべき。
技能の評価として、キャリア段位制度を導入。
働く前の要件として、日本語能力検定N3を設ける。
実習事業所は、訪問系、小規模事業所は除外。
技能実習2号（2年目以降）を3年間とし、介護福祉士受験資格を認め、介護福祉士としての在留資格にもつなげる。
受入れは、団体監理型とする。

日本介護福祉士養成施設協会

- ・介護福祉士を専門領域の在留資格に介護業務として追加すべき。
- ・技能実習への介護の導入は反対。身体接触が伴い、コミュニケーション能力を必要とする業務であり、介護利用者の多くが認知症であり、専門性を必要とするため。
- ・EPAは、日本語教育を充実させれば、介護福祉士合格率は上がるのではないかと。また、定員充足のためには、現地で必要とする情報提供が必要。

国際厚生事業団

- ・EPAによる介護福祉士および介護福祉士候補者の受入れ状況について説明。

各団体からの意見陳述後、委員との質疑が行われたが、協議時間が超過したため、委員がさらに質問したい内容について、後日、書面にて事務局に提出し、各団体からの回答を集約することとされた。

当日の質疑の概要は以下の通り。

Q. EPAで、介護福祉士と看護師で国家試験合格率に大きな差があるのはなぜか。

厚生事業団 名称独占と業務独占の違いもあり、試験としての難易度に差があるのでは

ないか。また、年齢が低い方が合格しやすく、介護福祉士候補者の方が年齢層が低いというデータもある。また、受験回数にも差がある。

Q. E P A 以外に、外国人受け入れは想定可能か。

老施協 実態として、日本人の配偶者など他の在留資格で働いている方がいるが、必ずしも日本語能力が高いわけではなく、E P A で来られた方は優秀と聞いている。

Q. 現状として、E P A による介護分野へのインパクトとして、介護福祉士有資格者 100 万に対して、E P A による介護福祉士 2 百数十人という理解で良いのか。

養成施設協会 その通り。

Q. 技能実習への介護の追加について

①実習生で認知症ケアは可能か

介護福祉士会 認知症の方は言葉そのものに加え、言葉の端々から洞察することも必要であり、高い技術が必要。

養成施設協会 できない。適切なケアを行うために、養成施設では、根拠に基づく介護を行うための教育を行っている。

②受入れにどのような課題があるか

全国経営協 E P A において、各法人では日本語教育の負担が大きく、そこをカバーするしくみが必要ではないか。

全国老施協 介護福祉士の質と、介護の質は別で考える必要がある。そもそも介護職員の半数ほどは介護福祉士ではない。外国人を受け入れら単純労働になる、ということではないはず。

③施設の配置基準に含めるべきか

老施協 現在の E P A のような条件付で含めるべき。E P A による受け入れが進まなかったのは、人員基準に含められず現場の職員配置に不都合があったことが大きな要因と考えている。

④受け入れにより介護職員の処遇が後退しないか

全国経営協 E P A 導入時の議論により、日本人と同等の処遇を義務付けた経緯がある。それを個別の労使関係に任せると、給与水準を低く抑えることが起き、日本人の介護職のモチベーションが下がる懸念がある。また、離職率は法人によるばらつきが大きく、平均で議論するのは注意が必要。

全国老施協 同一労働・同一賃金は守られると考えており、外国人を受け入れることで賃金の下がることは考えられない。また、給与水準を下げたら人材が集まらなくなる

ので、事業者としてできない。

Q. E P Aはなぜ受け入れ枠を充足しないのか。

厚生事業団 かつては人材が充足しており、E P Aによる受け入れの需要が無かったこともあるのではないかと。受入れ事業者へのアンケートによると、経済的・人的負担、候補者の日本語能力不足などが挙げられている。また、22 年度に大きく下がったのは、看護師試験の合格率の低さ（1.2%）があったのではないかと。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

会員法人の社会への積極的な情報公開のツールとして、法人情報公開ページを活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）